



## 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、 共に学ぶために必要な「合理的配慮」について

通常学級で発達障がいのある子どもに支援をしていたら、他の子どもから「あの子ばかり」と、不満の声が上がってしまいました。



「障害者の権利に関する条約」において提唱された新たな概念に「合理的配慮」があります。「合理的配慮」の否定は、障がいを理由とする差別に含まれているとされていることに留意する必要があります。

しかし、学級という集団になると、みんな同じが「平等」という雰囲気が強くなり、「違い」を権利として認め合うことが難しくなりがちです。

※中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、合理的配慮について「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

## 教育における「平等」について考えてみましょう。

### 「平等」のイメージ

◆ 野球観戦をする子どもたちの様子です。



全員の子どもに同じ高さの台を「平等に」用意します。その結果、試合が見られない子どもがいます。

### 「公平」のイメージ



それぞれの子どもに合った高さの台を「公平に」用意します。その結果、全員が試合を見られるようになります。

### 【まとめ】

台を「配慮」と捉えます。全員に同じ質・量を用意するという意味では、同じ高さの台を用意することが「平等」なのかもしれません。しかし、個々の特別なニーズ（ここでは身長差）には配慮されていません。試合を見ることを「教育のスタート」と捉えると、ここで言う「平等」では共に学ぶことはできません。

「公平」な配慮が共に学ぶための「合理的配慮」となります。

共生社会においては「公平」の考え方をみんなで共有する必要があります。





# 学校における「合理的配慮」の提供とは？ ～文字を書くことに困難さのあるAさんの場合～



「合理的配慮」は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点（①教育内容・方法、②支援体制、③施設設備）を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されます。Aさんの場合は以下のように決定されました。

## 【授業中の書字の様子】

- 板書をノートに書き写すことに時間がかかる。
- 急いで書いた文字は、後で読み返すことができないほど乱れてしまう。
- 漢字を覚えて書くことが苦手である。等

## 【本人・保護者の教育的ニーズ】

- 休み時間までノートを書くことはつらい。
- 板書をカメラ機能付きのタブレット端末で撮影できれば、自宅学習がしやすくなる。
- 試験で解答するなどの書字能力は育ててほしい。  
(母)

## 総合的に判断

## 【医師の意見】

- 「書字表出障がい」があり、学習の際、書く量を少なくするなど配慮が必要である。

## 【合理的配慮の提供】

- 板書の量が多くなる場合は、補助プリント等を準備し配付する。
- タブレット端末の使用については、状況を確認しながら検討する。



管理職と特別支援教育コーディネーターが中心となり校内委員会で話し合いました。担任も含め複数の教員の視点からAさんの実態を把握し、専門家（ここでは医師）の意見や本人・保護者の教育的ニーズを確認しました。

そこから、①教育方法・内容、②支援体制、③施設設備等の観点を踏まえて、どのような「合理的配慮」が提供できるか総合的な観点から話し合いました。Aさんの学習目標の実現や達成のためには一般的に必要とされる配慮に留まることなく、補助プリントの活用とそのことを全ての教員が行うことが必要であると考えました。タブレット端末については、学校への配備も含めてAさんの成長段階や状況の変化に応じて継続的に検討することとしました。

その後、本人と保護者に「合理的配慮」の内容を説明し、了解を得ました。

## 【まとめ】

「合理的配慮」は、本人の状態や支援の内容、校内体制など、さまざまな条件や情報を共有し、総合的に判断した上で合意し、責任ある形で決定していくという手順が求められます。丁寧に関係者の意見を聞き、児童生徒の一人一人の学びに焦点を当てながら合意していくということが最も大切なことです。

また、「合理的配慮」の内容等については、個別的教育支援計画に明記しておくことが重要です。実施後には計画を評価し、「合理的配慮」の決定後も、児童生徒一人一人の発達の程度や適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直ししていくことが必要です。

